

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 10 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年6月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年9月1日から7年7月1日まで

私のA社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、平成6年9月から7年6月までの標準報酬月額が、支給されていた給与額に比べ低額に記録されている。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の標準報酬月額については、平成6年8月までは53万円と記録されていたところ、同年9月30日に処理した同年9月の随時改定により、9万2,000円とされていることが確認できるとともに、同日に、同年9月10日に処理した同年10月の定時決定（53万円）を取り消していることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する普通預金元帳の控えにより換算した平成6年6月から同年8月までの期間に係る平均報酬月額は92万3,811円であり、健康保険の標準報酬月額では93万円に相当することが推認でき、当該期間の健康保険の標準報酬月額（62万円）を2等級以上上回っていることが認められる。

このことから、申立事業所は、「当時の資料を廃棄しているため、申立てどおりの届出を行ったか不明である。」と回答しているものの、平成6年6月から同年8月までの期間の平均報酬月額について、同期間に係る健康保険の標準報酬月額（62万円）に比べ2等級以上の差が生じたため、同事業所が同年9月からの随時改定に係る届出において、平均報酬月額を標準報酬月額

の「93 万円」に見合う額として届出を行ったところ、社会保険事務所におけるオンライン入力時に誤って「9 万 2,000 円」と入力した可能性がうかがえる。

また、管轄の年金事務所は、当該随時改定処理について、「随時改定の際に標準報酬月額を決定し、オンライン入力した後は決裁を行うが、入力誤りの可能性が無いとは言い切れない。」と回答している。

さらに、上述のとおり、当初の平成6年10月の定時決定は53万円で処理されていたところ、申立人の同年9月の随時改定の基となる3か月のうち2か月（平成6年6月及び同年7月）が当初の当該定時決定に係る算定対象月と同じであるにもかかわらず、同年9月の随時改定に係る届出の際、同事業所が標準報酬月額9万2,000円に見合う報酬月額の範囲内（8万9,000円以上9万5,000円未満）の平均報酬月額を基に届出を行うとは考え難い。

加えて、申立事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者となっている141人（申立人を除く。）のうち31人についても、申立人と同様に平成6年10月の定時決定に係る標準報酬月額が取り消され、同年9月の随時改定が行われているが、31人全員の当該随時改定に係る標準報酬月額は、訂正前の定時決定に係る標準報酬月額と比べ、同額又は1等級以上増加しており、減額されている者は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間直後の平成7年7月1日に申立事業所の関係会社において厚生年金保険被保険者資格を再取得しているところ、資格取得時の標準報酬月額は、88万円（厚生年金保険に係る標準報酬月額の上限額は59万円）と記録されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、平成6年9月の随時改定において、厚生年金保険に係る標準報酬月額が53万円となる旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年6月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成17年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から同年10月1日まで

私が、A社に在籍していた期間のうち、平成17年6月から同年9月までの期間における厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、平成17年6月1日から申立事業所で勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する平成17年6月分から同年11月分の給料明細により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に対する文書照会には回答が得られないが、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主が申立人の資格取得日を平成17年10月1日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月及び同年5月

私は、A市に居住していた時に20歳になったので、国民年金に加入し、当初は、毎月、国民年金保険料を納付していたが、途中から未納となっていた。就職のため平成9年3月にB市の実家へ帰省し、住所変更の手続をした後、社会保険事務所（当時）より未納期間の保険料納付書が実家に送付された。一括で納付することが困難なため、母親がわざわざ月払いの納付書の交付を受け、毎月、納付してくれていた。全て納付したはずなのに申立期間について納付記録が無いのは納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は「平成9年3月か4月頃、社会保険事務所から過年度納付書を送付されたが、一括納付できないため月払いの納付書に再作成してもらい分割納付した。」と回答しているところ、オンライン記録により、申立期間の直前の平成8年3月分の国民年金保険料の納付日が9年7月30日、申立期間の直後の同年6月分の保険料の納付日が10年7月28日であることが確認でき、申立人の主張する納付状況と一致しているものの、申立人の提出した納付書・領収証書により、当該申立期間の直後の8年6月分の保険料は、10年7月7日に作成された納付書で納付していることが確認でき、この納付書が作成された時点では、申立期間は時効が完成しているため納付書が作成されず、申立期間の保険料は納付できなかったものと推認される。

また、オンライン記録によると、申立期間の前後の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号を基とした基礎年金番号により納付された記録となっており、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインの氏名

検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降である上、昭和60年3月から社会保険事務所における保険料収納事務及び管理記録は、オンライン化によるコンピューター処理がなされていることから、未統合記録が生じる可能性や納付記録に誤りが発生する可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

私は、勤め先を退職し実家に帰った昭和62年3月頃、A町（現在は、B町）役場へ住所変更の届出に行った際、窓口の担当者から国民年金に加入するように勧められて加入手続を行った。

その際、窓口の担当者に「2年間まで遡って保険料を納付できる制度がある。」と説明を受けたので、後日役場の窓口で申立期間の国民年金保険料約14万円を支払った記憶がある。

しかし、国民年金の記録では、申立期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の資格取得者の記録から昭和62年4月に払い出されたものと推認できるとともに、A町が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿により、国民年金の資格取得の届出を62年4月18日に受け付けていることが確認できることから、申立人の国民年金への加入手続はこの4月18日に行われたものと推認できるところ、オンライン記録によると、当該加入手続後の62年5月20日に申立人の資格取得日が、当初の同年4月15日から20歳に到達した日である59年*月*日に変更されていることが確認できることから、申立人はこの資格取得日の変更により初めて申立期間について保険料の納付が可能になったと推認できるが、この時点では、申立期間の保険料は全て過年度保険料となるため、制度上、町役場の窓口において納付することはできない。

また、A町が作成した申立人の国民年金被保険者名簿に申立期間における保険料の収納記録は無く、昭和62年6月1日の転入によりC市D区が作成した

国民年金記録表においても、申立期間の納付履歴情報は未納と記録されており、これらの内容はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料約 14 万円を金融機関の口座から引き出して一括納付したとしているが、引き出したとする申立人の口座の取引履歴を確認すると、当該保険料約 14 万円に対応する引き出し記録は見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインの氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月から13年3月まで

私は申立期間当時、まだ大学生であったので、成人してからの国民年金保険料は両親が近所の金融機関で振込みで納付してくれていたと記憶しているのに、大学卒業前の平成12年10月から13年3月まで（6か月分）の国民年金保険料だけが未納となっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入時からの保険料納付の時期をみると、平成10年度は平成10年4月に一年分を一括納付し、平成11年度は平成11年4月から同年9月までの前期分を同年4月に、また、同年10月から12年3月までの後期分を11年10月にまとめて納付しているが、申立期間を含む平成12年度については、前期6か月分の保険料を平成12年12月に遡って納付していることがオンライン記録により確認でき、何らかの事情により、あらかじめまとめた期間の保険料を納付することができず、保険料の納付が遅延していた状況がうかがわれる。

また、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、これらを行ったとする両親とは事情により連絡を取ることができず、申立期間に係る具体的な保険料の納付状況等が不明である。

さらに、国民年金の事務処理は、昭和59年以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収書の光学式文字読取機（OCR）による入力など、事務処理の機械化が図られた上、平成9年に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成3年3月まで

私が20歳になった際、私の母親がA市B支所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を金融機関で納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間に係る国民年金の加入記録は無く、オンライン記録と一致している。

また、申立人が唯一所持する年金手帳によれば、国民年金の記号番号は空欄である上、国民年金の記録(1)の被保険者となった日欄には平成12年6月16日と記載されており、申立期間に係る記録は確認できず、当該被保険者資格取得日は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、当該年金手帳に記載されている厚生年金保険の記号番号の初めて被保険者となった日欄には申立人が、申立期間後に入社したC社に就職した際に厚生年金保険に加入した平成3年4月1日と記載されているところ、当該記号番号は基礎年金番号通知書に示されている基礎年金番号と一致しており、納付済みとなっている12年6月からの国民年金保険料は当該基礎年金番号により納付されていることを踏まえると、申立人に申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しは無かったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、「申立人の国民年金の加入手続きの時期、年金手帳の受領時期、納付書及び領収書の様式は覚えていない。」としていることから、国民年金の加入手

続及び申立期間に係る保険料の納付状況は不明である上、申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から平成2年3月まで
昭和57年4月頃に、私の母親が私たち夫婦の国民年金加入手続をしてくれた。保険料の納付方法については、私の母親又は私の妻が、金融機関の窓口で保険料を納付していたが、申立期間が未納となっていることは考えられないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、近接する番号で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、共に平成2年3月19日に払い出されていることが確認できる。

また、A市が作成した国民年金事業概要の平成元年度版によると、平成元年度中に23歳から35歳までの年齢に到達する者のうち、国民健康保険加入者で国民年金未加入者を抽出して加入勧奨を行い、平成2年2月から同年3月にかけて23歳又は34歳の者について年金手帳送達による職権適用を行ったことが記載されている上、申立人夫婦に払い出された国民年金手帳記号番号の番号*万台は、社会保険事務所（当時）が職権適用対象者に付番した番号であることが確認できることから、同市が当該時点において申立人夫婦に対しそれぞれの20歳到達日を資格取得日として年金手帳を送達したことが推認でき、同年3月の時点において、申立期間のうちの昭和62年12月以前の保険料は、時効により納付できない。

さらに、同市が保管する申立人夫婦のそれぞれの国民年金被保険者名簿に「02.03.28L」と記載されていることから、平成2年3月28日に当該名簿が作成されたことが推認できる上、当該名簿の申立期間に係る納付記録は未納となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が所持する上記手帳記号番号が記載されている年金手帳には、平成の年号が印刷されていることから、申立期間の始期である昭和 57 年 4 月頃に当該年金手帳の交付を受けることができない。

その上、申立期間の国民年金の加入手続をしたとする申立人の母親は、病気のため申立期間当時の加入手続及び保険料納付について確認することができない上、申立人夫婦は申立期間当時の保険料納付についてはっきり覚えていないとしており、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から平成2年3月まで
昭和57年4月頃に、私の夫の母親が私たち夫婦の国民年金加入手続きしてくれた。保険料の納付方法については、夫の母親又は私が、金融機関の窓口で保険料を納付していたが、申立期間が未納となっていることは考えられないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、近接する番号で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、共に平成2年3月19日に払い出されていることが確認できる。

また、A市が作成した国民年金事業概要の平成元年度版によると、平成元年度中に23歳から35歳までの年齢に到達する者のうち、国民健康保険加入者で国民年金未加入者を抽出して加入勧奨を行い、平成2年2月から同年3月にかけて23歳又は34歳の者について年金手帳送達による職権適用を行ったことが記載されているところ申立人夫婦に払い出された国民年金手帳記号番号の番号*万台は、社会保険事務所（当時）が職権適用対象者に付番した番号であることが確認できることから、申立人の夫は当時34歳で当該職権適用の対象年齢に該当し、その妻である申立人は、当時適用対象年齢でないものの、記号番号は、夫の番号に近接していることから、申立人夫婦に対しそれぞれの20歳到達日を資格取得日として年金手帳を送達したことが推認でき、同年3月の時点において、申立期間のうちの昭和62年12月以前の保険料は、時効により納付できない。

さらに、同市が保管する申立人夫婦のそれぞれの国民年金被保険者名簿に「02.03.28L」と記載されていることから、平成2年3月28日に当該名簿が

作成されたことが推認できる上、当該名簿の申立期間に係る納付記録は未納となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立期間の国民年金の加入手続をしたとする申立人の夫の母親は、病気のため申立期間当時の加入手続及び保険料納付について確認することができない上、申立人夫婦は申立期間当時の保険料納付についてはっきり覚えていないとしており、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から平成3年9月までの期間、4年5月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年5月から平成3年9月まで
② 平成4年5月
③ 平成4年7月

私は、それまで加入していなかった国民年金に、平成元年8月に、夫の分も一緒にA市役所で加入手続を行い、同年7月以前の未納となっていた国民年金保険料については、同市役所で、夫婦二人分の分割納付書を作成してもらい、同年9月以降の2、3年間で、毎月、夫婦二人分の保険料を、私が郵便局で納付していた。

また、平成元年8月以降の保険料については、当初、現年度納付書により、私が夫婦二人分の保険料を納付していたが、その後、いつ頃からかは記憶していないものの、夫の勤める事業所が、夫の給与から私の国民年金保険料相当額を天引きし、A市又はB町に代行納付してくれていた。

しかしながら、申立期間①、②及び③が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③のうち申立人の夫が勤務する事業所が申立人夫婦の国民年金保険料を代行納付していた時期を除く期間は、国民年金保険料を夫の分と一緒に納付していたとしているが、申立期間①に係る期間については、申立人の夫も未納となっている上、申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間①、②及び③前後における申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人夫婦の保険料の納付日は、必ずしも同一日ではないことが確認でき、これは申立人の主張と相違している。

また、申立人は、申立期間①、②及び③のいずれかの時期から、申立人の夫

が勤務する事業所が給与から申立人夫婦二人分の国民年金保険料を控除し、代行納付していたとしているが、申立人の夫が勤務する事業所は、申立人の夫の給与から申立人の国民年金保険料相当額を控除していないと回答している上、申立人の夫が提出した当該事業所の給与明細書を見ると、平成4年7月以降、当時の国民年金保険料相当額が毎月給与から控除されていることが確認できるが、当該控除額は一人分の国民年金保険料相当額であることから、申立人の夫が勤務する事業所が、申立人の国民年金保険料を代行納付していた事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③当時居住していた2市町（A市及びB町（現在は、C市））の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、いずれの期間も国民年金保険料は未納の記録となっており、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から平成 3 年 9 月までの期間及び 5 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から平成 3 年 9 月まで
② 平成 5 年 3 月

私は、平成元年 7 月までは国民年金に加入していなかったが、同年 8 月、妻が A 市役所で夫婦二人の加入手続を行ってくれた。

平成元年 7 月以前の未納であった国民年金保険料については、私の妻が、A 市役所で、夫婦二人分の分割納付書を作成してもらい、同年 9 月以降の 2、3 年間で、毎月、夫婦二人分の保険料を、郵便局で納付していた。

また、平成元年 8 月以降の保険料については、当初、私の妻が、現年度納付書により、夫婦二人分の保険料を納付していたが、その後、いつ頃からか記憶していないものの、私の勤める事業所が、給与から国民年金保険料相当額を天引きし、A 市又は B 町に代行納付してくれていた。

しかしながら、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の第 3 号被保険者の資格取得の処理日等から、平成元年 8 月から同年 9 月頃に払い出されたものと推認されることから、最も早い同年 8 月頃に手帳記号番号が払い出されたとした場合でも、申立期間①のうち、昭和 55 年 5 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間①及び②のうち申立人が勤務する事業所が国民年金保険料を代行納付していた時期を除く期間は、申立人の妻が、申立人の保険料を自身の分と一緒に納付していたとしているが、申立期間①のうち昭和 60

年5月から平成3年9月までの期間は、申立人の妻も未納となっている上、申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間①及び②前後における申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人夫婦の保険料の納付日は必ずしも同一日ではないことが確認でき、これは、申立人の主張とは相違している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②のいずれかの時期から、自身が勤務する事業所が給与から国民年金保険料相当額を控除し、代行納付していたとしているが、申立人が提出した当該事業所の給与明細書及びオンライン記録によると、平成4年度当時、申立人の給与から国民年金保険料相当額が控除されていたことは確認できるものの、事業所による保険料の代行納付は、給与支給月の翌々月に行われていたことがうかがえることから、申立期間②に係る5年3月の給与から控除された国民年金保険料相当額は、翌々月である同年5月に代行納付されることとなるが、当該時点で納付した場合、申立期間②に係る保険料は過年度保険料となることから、市町村では納付できなかったために、申立期間②が未納期間となった可能性がある上、申立人が勤務する事業所において、申立人と同様に給与から国民年金保険料相当額を控除されていたとみられる同僚3人についても、申立期間②に係る期間は未納となっていることから、申立人の勤務する事業所による申立期間②に係る保険料の代行納付は行われなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②当時居住していた2市町（A市及びB町（現在は、C市））の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、いずれの期間も国民年金保険料は未納の記録とされており、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで
② 昭和48年4月から49年2月まで

私は、夫の転勤に伴って、申立期間①当時は、A市に住んでいたが、近所の友達から国民年金への加入を勧められ、付加保険料も含めて国民年金保険料を郵便局で納付した。また、B市に転居後の申立期間②についても市役所の支所で引き続き保険料を納付した。しかし、申立期間①及び②が未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の国民年金任意加入者の資格取得日から昭和49年3月末にB市で払い出されたものと推認される上、申立人が提出した年金手帳及びオンライン記録により、申立人は同年3月29日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①当時、3か月ごとにA市内の郵便局で国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間①当時、郵便局はA市の指定金融機関になっていなかったため、郵便局で現年度保険料を納付することはできず、これは申立人の主張と相違している上、申立期間②について、申立人が提出した年金手帳を見ると、昭和48年4月から49年2月までの国民年金印紙検認欄には国民年金保険料の納付が不要であることを示す斜線が記載されていることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、このほか、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年5月までの期間及び同年9月から52年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年5月まで
② 昭和46年9月から52年9月まで

私は、昭和45年6月に会社を退職した時、もう勤めはしないだろうと思
い、厚生年金保険の脱退手当金を受給し、これからは国民年金をずっと納付
していこうと思って加入手続をした。国民年金手帳に、申立期間のうち昭和
45年10月から同年12月までの保険料を、46年1月30日に納付した領収印
が有り、住所変更届も転居の度に行い、申立期間の保険料を納付し続けてい
たにもかかわらず、記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民年金手帳では、申立人は、昭和45年10月26日に被
保険者資格を喪失した後、52年10月11日に再び任意加入者として被保険者
資格を取得した記録となっていることから、申立期間①及び②は未加入期間で
あり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A町（現在は、B市）の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申
立人の資格喪失日は昭和45年10月27日と記載されているほか、同年10月か
ら同年12月までの国民年金保険料が46年1月30日に一旦納付されたことを
示す検認印が押されているものの、当該期間の保険料はその後還付されたこと
を示す記載が確認できる。

さらに、申立人が提出した国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記
録欄をみると、昭和46年1月から同年3月までの欄には検認印は押されてお
らず、同年度の印紙検認台紙が切り取り線の上に契印を押された上で、切り離さ
れていることから、当該期間は納付されていないことが確認できる。

加えて、申立人は、「転居した都度、国民年金の住所変更手続きを行っていたので、国民年金に加入し続けていたはずである。」と主張しているが、申立人が提出した国民年金手帳を見ると、昭和48年9月に申立人がA町からC市へ転居した際の住所変更手続きは行われていないことが確認できる上、申立人は、国民年金保険料を納付し続けたと主張するのみで、具体的な納付場所や納付方法等が明確ではなく、申立期間当時の納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 8 日から 38 年 1 月 15 日まで

私は、昭和 38 年 1 月に A 社を退職後、すぐに B 町（現在は、C 市）の実家に帰省したので、退職時に脱退手当金を請求して受給した記憶は無い。

受給していない脱退手当金の支給記録が有るのは、納得いかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月半後の昭和 38 年 3 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の健康保険番号の前後の番号を持つ 100 人を抽出し、そのうち脱退手当金の受給資格が有る被保険者 57 人の記録を確認したところ、44 人に脱退手当金の支給記録が有り、そのうち 40 人は退職後 6 か月以内に支給決定されている上、申立人と同時期に申立期間に係る事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得し、脱退手当金の支給記録が有る同僚 15 人に照会したところ、そのうち 4 人が、申立事業所が脱退手当金の請求に関与していたことをうかがわせる回答をしていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間に係る事業所の後継事業所は、当時の人事記録及び厚生年金保険関係の資料を既に廃棄しており、脱退手当金の支給に関して不明であると回答している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2412 (事案 2143 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 8 日から 42 年 4 月 11 日まで

私は、A社を退職後1年過ぎた時期に脱退手当金を請求した支給記録となっているが、そのような記憶は全く無く、当時、どのように支給されたか知りたい。

また、前回の第三者委員会で訂正不要と判断される根拠となった、当時の社会保険事務所で作成された支給報告書の記録だけでは信用できない。

受給していない脱退手当金の支給記録が有るのは、納得いかないので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険脱退手当金支給報告書で申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人に係る脱退手当金については、申立期間及び申立期間の前に有る被保険者期間の2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意志に反して請求されているというのは考え難いこと、iii) 申立期間に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の氏名変更は行われておらず、申立期間に係る脱退手当金の申請は旧姓でなされたものと考えられるところ、当該支給報告書によれば旧姓で支給決定されていることが確認でき、その後、申立人が昭和52年6月21日に被保険者資格を取得したB社では、新姓で記録されていることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金が旧姓で支給決定されていることに不自然さはないこと、iv) 申立期間の後に脱退手当金

が未請求となっている別の事業所の被保険者期間が有るが、当該被保険者期間と申立期間に係る事業所は管轄する社会保険事務所（当時）が相違しており、社会保険庁（当時）において磁気テープによる記録収録が進行途上であったことを踏まえると、請求者からの申出が無い場合、別の社会保険事務所で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったとみられ、不自然な支給記録であるとまでは言えないことなどから既に当委員会の決定に基づき、平成23年7月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から申立期間に係る新たな資料の提出は無いが、申立人は、再度、調査してほしいと申し立てている。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過して前記の厚生年金保険脱退手当金支給報告書以外の書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が少ない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情を考慮して判断をしなければならない。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、職業安定所の紹介でA社に昭和 63 年 4 月に入社し、申立期間についても継続して勤務しており、給与及び賞与が支給されていた。

また、私がA社に6か月以上継続して勤務したことにより、職業安定所から同社に高齢者を雇用したことによる助成金が交付されていた。

以上のことから、申立期間が空白であることは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に昭和 63 年 4 月に入社し、申立期間についても継続して勤務していたとしているところ、申立期間当時、申立事業所において、厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚に照会した結果、申立人が申立事業所に勤務していたことは記憶しているものの、具体的な勤務期間は覚えていないとしている上、申立人の申立事業所における雇用保険の資格取得日は、申立期間直後の 63 年 9 月 1 日であることから、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことが確認できない。

また、申立人及び申立事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険被扶養者（異動）届」に記載されている資格喪失年月日及び申立人の妻が健康保険の被扶養者になった日は、それぞれ、昭和 63 年 6 月 1 日及び同年 9 月 1 日であり、オンライン記録における申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日及び再取得日と一致する上、前述の資格喪失確認通知書には、「被保険者証返納済」の押印及び申立人が 63 年 5 月 31 日に退職した旨の記載が確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、申立人は昭和 63 年

5月25日から同年8月22日までの期間について、失業給付を受給していることが確認でき、当該期間のうち、同年6月1日から同年8月22日までについては、申立期間と重複する。

加えて、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間に係る国民年金の種別を第3号被保険者から第1号被保険者へ変更の手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、職業安定所から申立事業所に対して高齢者を6か月以上継続して雇用したことによる助成金が交付されていたとしているところ、B労働局は、「申立期間当時の助成金の支給記録は、保存期間を経過しているため、確認できない。」としている上、申立人の主張する助成金は、雇用保険の一般被保険者として雇用されたことが前提となることから、前述のとおり、申立人の申立事業所における雇用保険の資格取得日が昭和63年9月1日であることを踏まえると、当該助成金は、申立期間後の期間を対象として支給されたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 31 日から 39 年 8 月 31 日まで
② 昭和 42 年 4 月 21 日から 43 年 3 月 25 日まで

私は、申立期間①について、20歳前後の期間はA町（現在は、B市C地区）のD社で勤務していた。また、申立期間②について、昭和43年3月まで勤務していたのに42年4月21日で厚生年金保険の資格を喪失したことになる。両期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時のE社の代表取締役は、「勤務期間は覚えていないが申立人は当社に勤務していた。なお、A町C地区に工場を設立したのは昭和39年頃だったのでその頃ではないか。」と供述していることから、勤務期間の特定はできないが、申立人がE社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時は、F業種等のサービス業は厚生年金保険が適用されない非適用業種であり、前述の代表取締役も、「当時、従業員が20人ぐらいはいたと思うが、厚生年金保険には加入できないと言われた。」としていることから、申立人の申立期間においてE社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、E社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年7月1日に申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している4人にアンケート調査票を送付したところ、3人から回答があり、このうち2人は申立期間当時もE社に勤務していたと回答しているが、オンライン記録によりいずれの者も年金制度に加入していなかったことが確認できる上、申立事業所の事業主及びその妻は申立期間当時国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立事業所は、昭和40年12月1日にG社として厚生年金保険の適用事業所となり、その後、H社に名称を変更し、42年4月21日に適用事業所ではなくなっていることから、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人の雇用保険加入記録は、昭和41年3月1日に資格を取得し、同年5月27日に離職、同年5月28日に資格を取得し、42年4月18日に離職となっており、厚生年金保険の加入記録とおおむね一致していることから、申立人の申立事業所に係る勤務の実態について確認することができない。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険証の返納日が「42.5.18」と記載されており、申立人の資格喪失に係る事務処理に不自然さはない。

加えて、同僚の1人は、「申立事業所は倒産により厚生年金保険を脱退した。」と供述しており、また、別の同僚は、「倒産後に申立事業所での勤務時と同様の仕事を申立人としていた。」と供述していることから、申立人は、時期は特定できないが申立事業所が倒産し厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も同様の業務を行っていた期間があったものと推認される。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社の販売店であるB市C区DのE館内のF社で勤務し、昭和 61 年 10 月 31 日に退職したが、年金事務所の記録では、資格喪失日が同日とされているため、厚生年金保険の被保険者期間が同年 9 月までとなっている。

当時、会社の事務担当者が退職したため、事業主の妻が私の退職手続を行っており、厚生年金保険の喪失日を誤って届け出たと思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のF社における雇用保険の加入記録により、離職日が昭和 61 年 10 月 31 日であることから、申立人が申立期間に申立事業所であるA社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所には、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等は残っていない上、当時の事業主は既に死亡し、当時の事務担当者である事業主の妻及び前任の事務担当者は高齢のため供述が得られない。

また、申立事業所の現在の事業主の妻は、「平成 10 年頃に母から事務を引き継いだ、引き継いだときから現在も、当月分の給与支給の都度、前月分の厚生年金保険料を控除（翌月控除）している。退職月も同様であり、退職月に特別に 2 か月分の保険料の控除をしたことはない。今回、翌月控除であれば、翌月 1 日付けの資格喪失者については退職月の給与から 2 か月分の保険料を控除する必要があることを初めて知った。また、雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日の違いについて深く考えたことは無かった。」と供述している上、昭和 61 年 7 月 1 日に申立事業所で資格喪失している同僚は、「給与明細書

は残っておらず、昔のことではっきりとは言い切れないが、退職月の6月も毎月と同額の給与を受け取り、特段の変化はなかったことを記憶している。」と供述していることから、申立事業所では、退職月における厚生年金保険料を控除していなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、「退職した10月31日に給与を受け取ったが、支給額が特に減っていたという記憶は無い。」としており、前述の申立事業所の関係者の供述を踏まえると、申立人の退職月である昭和61年10月分の保険料は控除されていなかったものと推認される。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 32 年 9 月から同年 12 月まで
③ 昭和 35 年 3 月 31 日から同年 5 月 10 日まで

私は、申立期間①については、A社B事務所、申立期間②については、C社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が全く無く、申立期間③については、D社(入社当時は、E社)に昭和35年3月31日から勤務しており、このことは雇用保険の記録でも同日が資格取得日となっていることが明らかであるにもかかわらず、厚生年金保険は同年5月10日が資格取得日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社B事務所に勤務していたとしているところ、A社を差出人とした封筒を所持している上、申立人が勤務地としている場所にある施設は、A社が建設工事を受注し、昭和30年に完成していることが確認でき、申立人の供述と一致することから、申立人は、勤務期間は不明であるものの、当該施設の関連工事が行われていた申立事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「B事務所のような作業主任者の下で働いていた方々は、通常、日給制か時給制の労働者であり、当社が直接雇用していたようである。ただし、社会保険については健康保険と失業保険は日雇制度で加入できたが、厚生年金保険については加入できなかったようである。」としている。

また、当該事業所は、申立人の申立期間①に係る在籍及び厚生年金保険の加入を確認できる資料は無いとしており、申立事業所における申立人の

申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入について確認することができない。

さらに、申立人は、申立事業所の同僚として、3人の名前を挙げているが、姓のみのため特定することができない上、事業主としている「B」姓（名は不明）を調査したところ、申立期間①において申立事業所に係る厚生年金保険の記録がある者が3人確認できるが、1人は既に死亡しており、残りの2人は連絡先が不明であり、申立人の同社における勤務実態について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立事業所の後継事業所であるF社は、申立人の在籍の有無を確認できないとしているが、C社で厚生年金保険の加入記録がある被保険者のうち、連絡先が確認できた10人に照会したところ、回答があった6人のうち1人は、「申立人が申立事業所で勤務していたことは覚えている。」としていることから、申立人は、勤務期間は不明であるものの、申立事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該同僚に対する照会によっても申立人の勤務期間や保険料控除等について具体的な供述を得ることができない上、回答のあった同僚のうちの2人は、「入社後6か月間は臨時（試用期間）で厚生年金保険には加入していない。」、「入社時は直備（1か月契約）、次に臨時（1年契約）、その後、正社員となった。」と供述していることから、申立期間②当時、申立事業所では作業員として採用した者をすぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

また、申立事業所が加入していたC社健康保険組合へ照会したが、申立人に係る同組合の加入記録は確認できない。

- 3 申立期間③について、D社は、「申立人を昭和35年3月31日付けで臨時採用し、同年9月30日付けで本採用した。」としていること、及び同社が保管する職員カードにより、申立期間③において、申立人が申立事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同社は、「当時は、臨時で採用してすぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」としているところ、申立事業所において、申立人と同日（昭和35年5月10日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者25人のうち、雇用保険の加入記録を確認できる者16人（申立人を含む。）の雇用保険の資格取得日は、昭和35年3月31日、同年4月23日又は同年4月26日であることから、申立事業所は採用後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことが確認できる。

また、同社が保管する厚生年金保険資格取得者台帳によると、申立事業所は、昭和35年5月10日に申立人を厚生年金保険に加入させていることが確認でき、これは、オンライン記録と一致している。

さらに、E社健康保険組合の承継組合であるG社健康保険組合は、「申立

期間③に係る関係資料は、保存年限経過により保存していないため確認できない。」と回答している。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までにおいて事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2419（事案 166 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月から 36 年 8 月まで

私は、昭和 35 年 12 月から 36 年 8 月まで A 事業所に勤務し、給料を事業主からもらっていたにもかかわらず、厚生年金加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人が申立期間について、申立事業所に勤務していたことは同僚の供述から確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと、ii) 社会保険事務所(当時)で保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無い上、申立期間について健康保険の番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時及び退職後の生活状況に関する文書を提出しているが、当該文書には申立期間当時、申立人が厚生年金保険料を事業主から控除されていたか否かの記載は無く、これをもって厚生年金保険加入の有無について判断する新たな資料とすることはできない。

また、申立事業所において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格がある事業主の妻に照会したところ、「申立人は知らない。申立事業所における給与計算是、主人が行っており、社会保険料の届出等については、経理事務所に任せていた。」と供述しているが、事業主は既に亡くなっている上、経理事務所も不明のため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかを確認することはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。